

高付加価値旅行者層のニーズを満たす観光ガイドの調査等業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

別添業務仕様書「2 業務の目的」のとおり。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、高付加価値旅行者層のニーズを満たす観光ガイドの調査等業務を委託すべき業者を選定するために実施するものである。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

高付加価値旅行者層のニーズを満たす観光ガイドの調査及び
人材育成方針の策定業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(3) 契約上限額

9,065,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加要件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）
 - ※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合
- ③ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

（2）提出期限

令和5年10月30日（月）17時必着

（3）提出方法

16の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

＜持参の場合＞

平日の9時から17時までの間のみ受け付けます。

＜郵送の場合＞

一般書留等の確実な方法によるものとし、令和5年10月30日（月）17時までの到着分を有効とします。なお、発送後、必ず担当まで電話連絡を行う等、書類到着を確認してください。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

（1）質問の提出期限

令和5年10月24日（火）17時必着

（2）質問の提出方法

16の問い合わせ先に電子メールで提出してください。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けません。また、題名の最初に「【質問】高付加価値旅行者層のニーズを満たす観光ガイドの調査等業務委託」と明記し、送信後に担当に電話にて受理の確認を行ってください。

（3）質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、企画内容や他の応募者からの提案書提出状況等に関する照会を受け付けることはできません。

（4）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年10月26日（木）までに三重県ウェブサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

（1）企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行います。

（2）資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各9部(正本1部、写し8部)

① 企画提案書(任意様式)

(ア) 添付資料は、A4版で、両面長辺綴じとする。文字サイズは概ね10ポイント以上とし、概ね30ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。

(イ) 参加事業者1者につき1提案とすること。

(ウ) 提案する企画に係る費用の総額は、「3(3)委託上限金額」を超えないものとする。

(エ) 提案書には下記の内容を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア ニーズの把握

- ・ 意見聴取先の具体的な候補

イ 全国通訳案内士の活動状況の把握

- ・ 調査手法
- ・ 調査項目の内容

ウ 選定基準の作成

- ・ 選定基準作成の流れ

エ 選定基準を満たす観光ガイドの選定

- ・ 選定の手法
- ・ ヒアリングを行う具体的な候補者
- ・ 必要な能力・スキルを見極める方策

オ 紹介サイトの作成

- ・ 作成するホームページのイメージ

カ 「三重県観光ガイド人材育成方針(案)」の策定

- ・ 人材育成方針(案)策定の流れ
- ・ 意見を反映する具体的な観光ガイド

キ 類似業務の実績について

- ・ 過去5年間(2018年4月以降)の間に、本委託業務に類似する業務を実施した実績があれば、まとめて簡潔に記載

ク 業務実施スケジュール

- ・ 令和5年11月の契約締結を前提に、令和5年11月から令和6年3月までのスケジュールを記載

ケ 業務実施体制

- ・ 業務の実施体制(組織、人員)を明記のうえ、責任者、担当者、その他当

該業務にかかわるスタッフについては、実績や経験等も記載

コ その他

- ・ 契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な追加提案があれば記載
- (オ) 一度提出された「企画提案書」は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

② 見積書

- (ア) 記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- (イ) 見積書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税については、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって契約金額とする。

③ 提案事業者の概要書

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

(3) 提出期限

令和5年11月6日（月）17時（期限厳守）

(4) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

<持参の場合>

平日の9時から17時までの間のみ受け付けます。

<郵送の場合>

一般書留等の確実な方法によるものとし、令和5年11月6日（月）17時までの到着分を有効とします。なお、発送後、必ず担当まで電話連絡を行う等、書類到着を確認してください。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する高付加価値旅行者層のニーズを満たす観光ガイドの調査等業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

① 実現性

- ・提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。
- ・業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
- ・類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。

② 有効性

- ・事業の目的・内容を十分に理解しており目的の達成が期待できるか。

③ 実施体制

- ・業務体制について具体的に記載されており、みえ観光の産業化推進委員会と円滑に進められるような体制がとられているか。
- ・事業を実現するために必要な人員体制が整っているか。
- ・社外組織との連携がある場合、その必要性とどのような組織とどのように連携を行うかが明確になっているか。

④ 経済性

- ・事業計画に見合った経費となっているか。
- ・所要経費の明細が明らかで、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

① 実施日 (予定)

令和5年11月9日 (木)

② 場所 (予定)

栄町庁舎第21会議室 (予定)

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をふまえ、みえ観光の産業化推進委員会 (以下「当委員会」という。) が指定するオンライン会議システムを利用してプレゼンテーションを実施する場合があります。

③ 時間

改めて別途通知します。

④ 説明者

3人までとします。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。
- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者のみによるプレゼンテーションを実施する場合があります。

※ 詳細は、令和5年11月7日 (火) 以降、提案者にご連絡します。

(4) 審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）（有料）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）（無料）の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

※ 当委員会が指示した日までに提出してください。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝ。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、みえ観光の産業化推進委員会経理規則（以下「経理規則」という。）第35条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、経理規則第35条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、当委員会の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

16 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
みえ観光の産業化推進委員会事務局 板倉、藏本
(三重県観光部観光振興課内)
TEL 059-224-3116
FAX 059-224-2801
E-MAIL kankoshi@pref.mie.lg.jp